

# もっとベジ食べるプロジェクト・おいしく減らソルトプロジェクト事業 募集要項

## 1. 目的

白井市食育推進計画に基づく食と健康づくりの推進及び食環境の整備として、野菜摂取や減塩を促す取組を行う販売店を「もっとベジ食べるプロジェクト」及び「おいしく減らソルトプロジェクト」の協賛店として登録し、協賛店が野菜摂取や減塩に配慮した商品の提供、健康的な食に関する情報発信等を行うことにより、健康的な食生活を実践できる市民の増加を促す。

## 2. 募集店舗

市内に住所を有する食品等の販売店

(食品衛生法により営業許可を受けているスーパーマーケット、コンビニエンスストア、弁当店、惣菜店、量販店、小売店など、食品及び調理済みの食品を不特定多数の利用客に販売する店舗)

## 3. 登録基準

### (1) もっとベジ食べるプロジェクト

以下の①～③すべてを満たす店舗とする。④は任意とする。

①野菜及び野菜を使用した商品を販売している (例) 野菜、カット野菜、サラダ、惣菜、冷凍野菜、野菜たっぷり弁当など
②市が提供する野菜摂取を促すポップを(1)①の売り場に設置することができる (例) ポップ、スイングポップなど
③市が提供する野菜摂取を促す啓発物品を(1)①の売り場または情報コーナーなど、店舗内に設置することができる (例) ポスター、リーフレット、レシピなど
④【任意】その他、野菜摂取向上に関する取組を行っている (例) 1皿分(70g以上)の野菜を使用したサラダ・惣菜の提供 1食分(120g以上)の野菜を使用した弁当の提供 地産地消(白井産・千葉県産野菜)の推進など

### (2) おいしく減らソルトプロジェクト

以下の①～③すべてを満たす店舗とする。④は任意とする。

①減塩商品及び減塩に効果的な食品を販売している (例) 減塩商品：減塩の塩・醤油・みそ・スープ・レトルト食品・惣菜・弁当など 減塩に効果的な食品：香辛料、だし、香味野菜、ハーブなど
②市が提供する減塩を促すポップを(2)①の売り場に設置することができる (例) ポップ、スイングポップなど
③市が提供する減塩を促す啓発物品を(2)①の売り場または情報コーナーなど、店舗内に設置することができる (例) ポスター、リーフレット、レシピなど
④【任意】その他、減塩の推進に関する取組を行っている (例) 1品1.2g以下の減塩惣菜の提供 1食分3g以下の減塩弁当の提供など

#### 4. 申込み方法

登録を希望する販売店は、別紙第1号様式「もっとベジ食べるプロジェクト・おいしく減らソルトプロジェクト申込書」を、白井市健康課（以下「健康課」という。）に提出するものとする。

#### 5. 登録

市は、申込書の内容を確認し、登録基準を満たすと認めるときは、「もっとベジ食べるプロジェクト・おいしく減らソルトプロジェクト」協賛店として登録し、登録した販売店（以下「協賛店」という。）に対して登録証・登録ポスター・ミニのぼり旗を交付するものとする。

#### 6. 協賛店の役割

協賛店は、登録にあたって本事業に関する次の事項を実施及び協力するものとする。

- (1) 本事業の登録証、登録ポスター、ミニのぼり旗を店内に掲示する。
- (2) 本事業の申込書に記入した取組みを実施する。
- (3) 市のホームページ又は広報等への掲載に協力する。
- (4) 市が実施する調査・実績報告へ協力する。

#### 7. 申請内容の変更及び登録の辞退

##### (1) 変更

協賛店は、申込書に記載した内容に変更が生じたときは、別紙様式6「もっとベジ食べるプロジェクト・おいしく減らソルトプロジェクト変更届」を健康課へ提出するものとする。

##### (2) 辞退

協賛店は、登録の辞退を申し出るときは、別紙様式7「もっとベジ食べるプロジェクト・おいしく減らソルトプロジェクト辞退届」を健康課へ提出するものとする。辞退届の提出がない場合で、廃業などにより継続が困難であるとき、または登録基準に適合しなくなったと認められるときは、必要に応じて協賛店と協議の上、辞退の手続きを準用するものとする。

なお、辞退にあたっては、交付した登録証等の物品を返却するものとする。

#### 8. 雑則

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。